

静岡市農業振興地域整備計画変更理由書

令和 8 年 8 月 28 日
静岡市

1. 農業振興地域整備計画の変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたため、法第 13 条第 1 項に基づき農業振興地域整備計画を変更する。

2. 農用地利用計画の変更理由

整理 番号	地区 記号 区域 番号	土地の所在地		変更区分 (除外・編 入・用途 変更)	変更理由	法令根拠
		大字・字	地番			
1	B-05 B-02	諏訪 南沼上	(以下、諏訪) 17-1 17-3 17-5 17-10 17-11 18-2 18-3 18-4 18-5 19-1 19-3 19-4 19-7 (以下、南沼上) 1968-4 1969-3 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981-1 1981-2-1 1981-2-2 1983-1 1983-2 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1991-1 1992-1 1992-2 1993 1995-1 1996-1 1997 1998-2 2004-2	除外	○流通業務施設 当該地を上記の用途に供するた めに除外することについて、必要 性、規模、代替性、周辺農地へ の影響、当該地への土地改良事 業等の実施状況から、法令上の 要件を満たすと判断できるため やむを得ない。	法第 13 条 第2項

			2004-3 2005-2 2006-1 2006-2 2006-3 2007 2008-1 2008-2 2009 2010 2011 2012 2013 2014-2 2014-3 2014-4 2016-2 2017-1 2017-2 2052-30 2052-36 2052-37 2052-38 2052-39 2052-40 2052-41 2052-42 2052-44 2052-45 2052-46 2052-47 2052-48 2052-49 2052-50 2052-51 2052-52 2052-53 2052-60 2052-62 2052-614 2052-615 2052-618 2052-619			
2	C-05	松野	811-3 1429-4	編入	○農地中間管理機構関連農地整備事業 当該地は、法第 10 条第3項第1号及び第2号に該当し、法令上の要件を満たす土地であるため、農用地区域に編入する。	法第 10 条第3項第1号及び第2号